



第三者行為によるケガ・病気で保険証を使った場合は届出が必要です！

■ 第三者行為によるケガ・病気とは

- ・交通事故 ・ケンカ
- ・他人の飼い犬にかまれた など

■ なぜ届出が必要？

通常、治療費は窓口負担以外の費用を健康保険で負担していますが、第三者行為による医療費に限り、加害者が負担することが原則であるためです。

ただし、交通事故などで双方に過失がある場合は、治療者の過失相当を保険で負担します。

■ 治療費の立て替えは必要ない

本来加害者が支払うべき治療費を、被害者が立て替えることがないよう、国民健康保険証を一時的に使用することができます。

国民健康保険（以下国保）は加害者に代わって一時的に費用を立て替えますが、その費用は後から加害者に請求します。

■ 示談が成立する前に連絡を

相手方と示談が成立している場合、国保が使えなくなってしまう場合があります。示談が成立する前に、必ずご連絡ください。

■ 届出はお早めに！

国保はみなさんの税金で保険給付を行っています。本来給付の必要のない第三者行為に対して給付を行うことは、正しい税の使い方ではありません。

届出はお早めをお願いします。

■ 届出を行わないと…

第三者行為による治療と疑われる場合、世帯主へ届出勧奨の通知をします。

届出を行わないと、医療費を全額請求させていただきますので、通知を受けた際はすみやかにご連絡ください。

問い合わせ 市民生活課 保険年金係 ☎75-2159

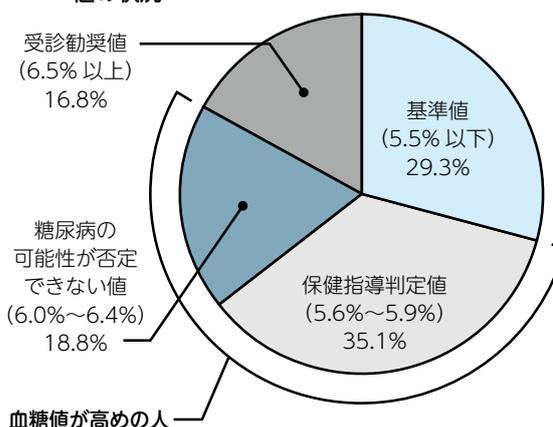
～あなたの血糖値ちょっと高めではありませんか？～

多久市の国民健康保険加入者を対象とした特定健診の結果では、基準値を超えるHbA1c 5.6%～6.4%までの値を示す人の割合は全体の53.8%と半数以上を占め、血糖値が高めの人の割合が多くなっています。【図1】

「血糖値がちょっと高いだけで、まだ糖尿病ではないから大丈夫」と安心はできません。高血糖の人は基準値内の人と比べて、動脈硬化になりやすいことが分かっています。

動脈硬化になるとさまざまな病気のリスクが高まるので、自分の健診結果を振り返り、血糖値が高めの人は早めの生活習慣改善に取り組みましょう。

【図1】特定健診 HbA1c（ヘモグロビンエーワンシー）値の状況



■ 高血糖による動脈硬化で発症しやすい病気

種類	しくみ・具体的病名	血糖値が基準値内の人と比較した発症リスク
虚血性心疾患	心臓に栄養を送る冠動脈の硬化により、狭心症、心筋梗塞が起こる	2～4倍
脳血管障害	脳血管の硬化により脳梗塞が起こる	約2倍
閉塞性動脈硬化症	下肢の動脈硬化により虚血性病変が起こる	約4倍

問い合わせ 健康増進課 ☎75-3355